

監理技術者講習【Q&A】 受講者からの質疑に関する回答

ここでは、各会場からの質疑に対するの応答をQ&A形式で掲載しております。 日本建築士会連合会

講習開催日	開催県	テキスト頁	質問内容	部会回答(案)
20151006	東京都	76	「適切な工期の設定について、(2)工期設定に反映すべき事項、②年末年始、夏季休暇、祝日、週休2日の確保」 適切な工期、休暇日数を実現するためには法的な制約を設け、業界全体で一斉に取り組むしかない。 法律として整備できなければ10年後も50年後も今と同じ 「実現することのない目標を掲げ続ける」と思う。	現在、日建連施工部会では適正工期算定プログラムを作成中です。建設業界の様々な課題(QCDS)に工期が大きく取り上げられました。過去においては我々ゼネコンが受注のために自ら短工期をお客様に提案し、その結果、休日の返上や早出・残業で工期を遵守してきました。(勿論、技術的な工法改善も含めてであります)近年の若年層は週休2日は当たり前で自分自身の時間を大切にしたいと思う人が多くを占めます。技能労働者の声からも、せめて4週6休にしてもらいたいとの声もあります。今回の適正工期算定プログラムは大手5社+3社の歩掛を各パラメータごとに算出し、国交省の歩掛との中間値を日建連の歩掛として活用しております。勿論、完全週休2日制やお盆・正月休み、天候不良も考慮しております。このプログラムはまず、官庁物件発注に活用して頂き、今後は民間にも展開したいと考えております。業界としての物差しを作り、この算定された工期が一般的になれば魅力ある建設業に繋がると信じております。国交省のHPの官庁営繕、公共建築品質確保に入って頂ければ更に詳細がわかります。また、10/21の公共建築における工期設定の基本的考え方を参照願います。
20151021	徳島県	52	敷地造成工事請負に使用できる約款はありますか。	全国的な約款としては無いと思われませんが、県や市区町村単位で約款が作られているところもあります。インターネットの検索で”造成工事 約款 地域名”などで探してください。但し、利用に当たっては、利用者の責任でお願いいたします。
20151102	東京都	200	図8.1-12のサイクル3の1階サポートは余計な場所に1本入っていませんか？	事務局サイドのミスプリでございました。別添に訂正の上お詫びいたします。
		76	「適切な工期」は発注者の責務とありますがファジーでなりません。今後より具体的に入札時、適切な工期が示されるようになるのでしょうか？	上記の回答と同様な回答になりますが、発注者に今回のプログラムを理解して頂くことが一番であります。まずは官庁物件に活用して頂けように働きかけております。同時に民間の設計事務所にも展開し、お客様の理解を得たいと考えております。
		28	現場代理人と監理技術者の兼務について 兼務を妨げるものはないにしても、現在かなり大規模建築や公共工事においても兼務が多いのですが、労務、安全管理、運営に忙しい現場代理人が品質管理に力を入れることができるのでしょうか？ 監理技術者の役割について 下請自主管理(主任技術者確認の報告内容と元請担当者の検査報告を受けた確認)で品質管理ができるのでしょうか？	本来、「監理技術者」は、QCDS全体における管理と技術面での指導監督の責任者であり、「現場代理人」は、契約関係実務を処理し、現場全体の取締りを掌る請負人の代理人という役割を担っております。官庁工事については、両者を独立で配置しており、大規模工事についても両者を独立で配置させているケースが過半数であると思います。一方、小規模工事においては兼務しているケースが多いのが実態です。品質管理については、現場代理人との兼務であろうと監理技術者(任技術者)の役割であり、小規模であれば対応は可能かと思われませんが、小規模であっても難易度の高い工事については元請負業者における組織的なバックアップ体制が必須であり、顧客並びに工事監理者の了解も必要であると思われれます。 現場における品質管理は、「下請自主管理」だけでは不可能です。監理技術者(主任技術者)は品質管理に関わる責任者ですので、特に、工程の進捗により前工程の状況が把握できなくなるような鉄筋工事や杭工事のような重点管理工種に於いては、下請による自主管理と検査、元請負と下請負による検査、最終的には、工事監理者立ち合いによる検査を徹底するなど、品質管理に対する姿勢を正すと同時に建築士会等による啓蒙活動も必要と思われれます。
20151021	鹿児島県	211	オイルダンパーは木造軸組工法に効果があるか	木造住宅用に開発された小型のダンパーが市販されています。
20151111	山口県	66	トレーサビリティ管理とは？	トレーサビリティは直訳すると「追跡可能性」という意味です。建築におけるトレーサビリティ管理とは、主に、生コン、鉄筋、鉄骨など品質上重要な材料の製造プロセスを重点対象として、決められた材料と方法で規定どおりに製造され、適正な検査が行われているかを追跡・確認することです。材料納入商社のミルシート(規格証明書)や製造工場の製造記録などを確認することにより行います。特に生コンについては現場での最終製造となるため、運搬時間や現場での受入れ検査なども重要な管理項目となります。
20151111	山口県	36	少額なので下請契約しないで常用で施工させる専門業者は施工台帳及び施工体系図に記載するのですか？	まずは、少額工事でも契約を交わす事が必要ですので、注意してください。 公共工事においては金額によらず、民間工事においては下請け契約の総額が3,000万円以上(建築一式工事においては4,500万円以上)となった時に施工体制台帳の作成義務が生じます。